＜　伊賀市移住支援補助金の申請について　＞

★最後までよく読んで、申請手続きを行ってください

伊賀市移住支援補助金事業は、東京２３区の在住者又は東京圏在住で２３区への　　通勤者を対象に、伊賀市へ移住して就業された方などへの移住支援金制度です。

**＜補助金額＞**

◆単身世帯：**60**万円

◆2人世帯以上：**100**万円

※18歳未満の世帯員1人につき**100**万円が加算されます

**・移住元要件**　　（移住前）**下記要件をすべて満たす方**

□伊賀市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと

□伊賀市へ住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち　条件不利地域以外の地域に在住していたこと

□東京23区外に居住していた期間については、東京23区内への通勤をしていたこと（雇用保険の被保険者としての通勤に限る）

　※東京２３区及び条件不利地域については別紙にてご確認ください。

**・移住先要件**（移住後）**下記要件をすべて満たす方**

□令和３年４月１日以後に伊賀市に転入したこと

　※世帯で申請する場合は全員が該当している必要があります。

□補助金の申請時において、転入後１年以内であること

　※世帯で申請する場合は全員が該当している必要があります。

□伊賀市に補助金の申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること

**・就職等要件**

**【一般就業要件】下記要件をすべて満たす方**

□就業先が三重県移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること

□就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている　法人等への就業でないこと

□週の勤務時間が20時間以上である無期雇用契約に基づいて就業していること

□求人への応募日がマッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以後であること

□就業先に補助金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること

□転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

**関係人口に関する要件**

**下記の①支給対象者の要件かつ②地域の担い手確保の要件を満たす方**

**＜①支給対象者の要件のいずれか＞**

□伊賀市に居住経験のある者

□伊賀市にふるさと納税による寄附をしたことのある者

□伊賀市内に３親等内の親族が居住している者

□伊賀市が実施している「ぐるっと伊賀巡り」への参加実績を有する者

**＜②地域の担い手確保の要件のいずれか＞**

□農林業に従事する者

□畜産業に従事する者

□伊賀の伝統工芸職などに従事する者

□地域課題解決型移住として、医療や介護及び保育に従事する者。ただし、国家公務員及び地方公務員は除く。

**必要書類〈すべての方共通と各要件別の書類をご提出ください〉**

**〈すべての方共通の書類〉**★印については該当者のみ

□伊賀市移住支援補助金交付申請書（様式第１号）

□誓約書（様式第１号別紙１）

□同意書（様式第１号別紙２）

□写真付き身分証明書の写し

□住民票の写し（世帯全員の**続柄が記載**されたもの）

□住民票を移す直前10年前のうち、通算5年以上及び直前１年以上在住していた　ことが確認できるもの（住民票の除票の写しや戸籍の附票など期間が確認できる公的書類）

□★住民票の除票の写し（**２人以上の世帯で申請する場合**）

※移住前後ともに同一世帯であることの証明のため必要です。戸籍の附票　には　　続柄が記載されないため、必ず住民票の除票の写しが必要です。

□★住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労したことが分かる証明（就業証明書、法定の退職証明書、離職票など）

　※「東京23区内へ通勤」の条件は23区外に居住していた期間に必要な要件です。

　※雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類が必要です。

□口座振替依頼書（申請者の名義に限ります）

（注意）公的書類については発行日から３ヶ月以内のものを有効とします。発行から３ヶ月以上を経過した場合は、新たに取得してください。

**〈各要件別の書類〉**

**〈一般就業要件〉**

□就業証明書（様式第２号の１）

**〈関係人口に関する要件〉**

□就業証明書（様式第２号の２）

**注意事項　☆必ずお読みください。**

◎本事業は三重県と共同して行う事業です。交付決定か否かについては三重県で審査されることから、追加で資料等の提出を求める場合があります。その際は必要な書類等をご準備いただくことになります。

◎転入日から１年を経過している場合は申請できません。

◎補助金交付後に定住有無の確認のため自宅を訪問、または書類の提出を　お願いする場合がございます。

◎週末だけや一定の時期のみの生活、二拠点としての生活は居住とみなしません。